



# 金 沢 市 公 報

第 3 1 3 7 号

令和6年(2024年)2月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2
○令和3年告示第75号(公園施設の指定管理者の指定について)で告示した事項の変更について (スポーツ振興課)	2
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	2
○生活保護法の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	3

○生活保護法の規定に基づく指定介護機関の名称等の変更について ( " )	3
● 公 告	
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	4
● 農 業 委 員 会 告 示	
○令和6年第2回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	4
● 消 防 局 告 告	
○消防車のサイレンの使用について (警防課)	5

## 告 示

### ●金沢市告示第40号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営十間町自転車駐車場  
金沢市営香林坊自転車駐車場  
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場  
金沢市営武蔵自転車駐車場  
金沢市営堅町自転車駐車場  
金沢市営此花町自転車駐車場  
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場
- 移動し、保管した自転車等の台数  
自転車 18台
- 自転車等を移動し、保管した日  
令和6年1月1日から同月31日まで
- 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市二口町ニ24番地5  
公益社団法人金沢市シルバー人材センター
- 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所  
日時 令和6年2月22日から同年5月21日まで  
午前10時から午後7時まで  
場所 金沢市問屋町2丁目95番地

## 金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第41号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

## 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
福久東1丁目地内	自 転 車	3台
野町5丁目地内	自 転 車	1台
西金沢3丁目地内	自 転 車	2台
本多町3丁目地内	自 転 車	1台
光が丘1丁目地内	自 転 車	1台
芳斉1丁目地内	自 転 車	1台
北間町地内	自 転 車	1台
金石東1丁目地内	自 転 車	1台

## 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日

令和6年1月1日から同月31日まで

## 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

令和6年2月22日から同年8月21日まで

## (2) 場所

金沢市問屋町2丁目95番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第42号

令和3年告示第75号（公園施設の指定管理者の指定について）で告示した事項に変更があったので、次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
金沢市民サッカー場	指定の期間	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	令和3年4月1日から 令和6年2月17日まで	令和6年2月18日

## ●金沢市告示第43号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
観音堂東町会	代表者の氏名及び住所	釜谷 伸治 金沢市観音堂町ル45番地18	広田 進 金沢市観音堂町ル32番地 3	令和6年 1月1日
鈴見町町会	代表者の氏名及び住所	鈴崎 将勝 金沢市鈴見町二30番地	中野 聡 金沢市もりの里3丁目47番地	令和6年 1月8日
岸川町会	代表者の氏名及び住所	竹内 裕之 金沢市岸川町チ34番地	寺西 宗次 金沢市岸川町リ6番地	令和6年 1月21日
高尾町会	代表者の氏名及び住所	松山 良裕 金沢市高尾町ソ131番地	内田 智樹 金沢市高尾町チ64番地	令和6年 2月1日

●金沢市告示第44号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1740142847	クスリのアオキ栗崎薬局	金沢市栗崎町2丁目3番地	株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町2512番地	令和5年 10月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1740143969	末町明徳薬局	金沢市末町16番の21番地3	株式会社明徳ケアワーク	滋賀県大津市大石中1丁目69番3号	令和5年 12月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
1730133368	ひがし歯科医院	金沢市西泉1丁目14番地	医療法人社団源会	金沢市西泉1丁目14番地	令和6年 1月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

●金沢市告示第45号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から当該指定介護機関の名称等を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所			事業者		変更年月日
	名称		所在地	名称	所在地	
	変更前	変更後				
1770101481	中越クリーンサービス株式会社 シルバーサポート金沢店	ラミコジャパン株式会社 シルバーサポート金沢店	金沢市赤土町カ1番地31	ラミコジャパン株式会社	新潟県新潟市中央区日の出三丁目4番15号	令和5年 6月21日

事業所番号	事業所			事業者		変更年月日
	名称	所在地		名称	所在地	
		変更前	変更後			
1770105144	バルケア	金沢市入江2丁目82番地1	金沢市元町1丁目16番19号	株式会社ネクストベル	金沢市元町1丁目16番19号	令和5年10月1日
1700100041	金沢市地域包括支援センターおてまち	金沢市大手町9番1号小池病院デイケアセンター2階	金沢市彦三町1丁目13番41号	医療法人社団博仁会	金沢市大手町8番20号	令和5年11月13日

## 公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局建築指導課において縦覧に供します。

令和6年2月21日

金沢市長 村 山 卓

新たに指定した道路の位置等

指定番号	指定の年月日	指定道路の位置	延長 (m)	幅員 (m)
第1204号	令和6年2月1日	金沢市北陽台1丁目2番先から 金沢市北陽台1丁目2番先まで	174.0	9.0
第1205号	令和6年1月31日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 15街区1番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 16街区1番先まで	291.8	11.5
第1205号	令和6年1月31日	金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 14街区1番先から 金沢市南新保土地区画整理事業施行地区内 14街区35番先まで	205.4	8.0

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和6年第2回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月21日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和6年2月27日午後3時

2 場所

金沢市第二本庁舎 2301会議室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について

- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）  
附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について

---

消 防 局 公 告

---

消防訓練のため、次により消防車のサイレンを使用します。

令和6年2月21日

金沢市消防長 蔵 義 広

場 所 金沢市金石消防署管轄区域内（近岡町地内）

日 時 令和6年2月27日（火） 午後2時から午後2時30分まで

令和6年(2024年)2月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄